

第28号議案

品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和6年2月20日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する条例
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成11年品川区条例第24号）の一部を次のように改正する。

第36条ただし書を削り、同条に次の2項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、第53条第2項に規定する者は、粗大ごみを排出するときは、規則で定めるところにより、必要事項を記載した紙面を添付しなければならない。
- 3 前2項の規定により難いと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。

第53条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、区長は、同項の廃棄物処理手数料をあらかじめ納付した者であって規則で定めるものについては、有料粗大ごみ処理券の交付を省略するものとする。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（説明）粗大ごみの排出方法等を改める必要がある。